

知多市広告入り納税通知書用封筒広告掲載者募集要項

この要項は、納税通知書等を送付する際に使用する広告入り封筒（以下「広告入り封筒」という。）の広告掲載者を募集するために必要な事項を定めるものとする。

1 募集内容

広告 2 枠（1 枠あたり 縦 6 0 m m 横 8 0 m m）

2 募集期間

令和 6 年 8 月 2 9 日（木）から令和 6 年 9 月 1 3 日（金）まで（土曜日、日曜日を除く。）の午前 8 時 3 0 分から午後 5 時まで

3 広告掲載料

1 枠あたり 8 8 , 0 0 0 円（税込）

4 広告入り封筒の規格・数量等

(1) 広告媒体

令和 7 年度用封筒

(2) 規格及び作成枚数

ア サイズ 長形 3 号（定形郵便サイズ）

イ 紙質 片艶晒クラフト紙、グラシン窓（内側は不透明加工）

ウ 作成予定枚数 1 2 0 , 0 0 0 枚

(3) 使用予定枚数内訳

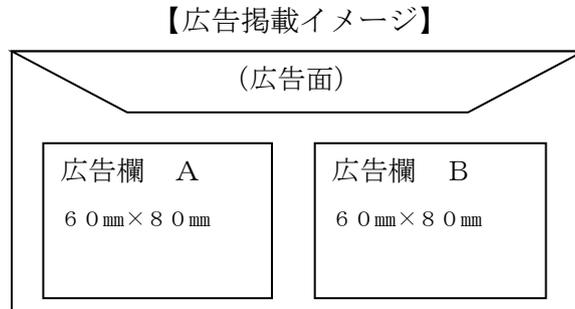
税目	納税通知書 発送時期	年間発送数 (枚)
固定資産税 都市計画税	令和 7 年 4 月	4 0 , 0 0 0
軽自動車税	令和 7 年 5 月	2 5 , 0 0 0
市民税・県民税	令和 7 年 6 月	3 5 , 0 0 0
国民健康保険税	令和 7 年 7 月	2 0 , 0 0 0

(4) 使用期間

令和7年度（ただし、在庫がなくなるまで使用する。）

(5) 広告掲載位置

裏面



(6) 広告の色

単色カラー（濃い緑）

(7) その他

ア 広告欄の下部（欄外）に「市では財源確保の一環として広告を掲載しています。」と「広告に関する一切の責任は広告主に帰属します。」と表示する。

イ 掲載する広告はすべての封筒に同一のものとする。

5 広告仕様

(1) 知多市広告掲載要綱（平成21年知多市告示8号。以下「要綱」という。）

第3条、知多市広告掲載審査基準（平成21年4月1日施行。以下「審査基準」という。）及び知多市広告入り納税通知書用封筒の広告掲載に関する取扱要領（以下「取扱要領」という。）に基づき作成していること

(2) 広告欄に広告主の名称及び連絡先を表示すること

(3) 広告欄の上部に広告とわかる表示をすること

6 応募時提出書類

(1) 知多市広告入り納税通知書用封筒広告掲載申込書（第1号様式）

(2) 市税の納税証明書

(3) 会社の概要（個人事業主は身元証明書）の分かるもの

法人・・・商業登記簿謄本（履歴事項全部証明書又は現在事項全部証明書）

個人・・・身元（身分）証明書

(4) 広告のデザイン案（原稿案を紙媒体で添付すること。）

※ (2)、(3)とも写し可。提出日前3か月以内のもの

※ (2)は直近1年分(納税額用もしくは未納額用どちらでもよい。)

7 応募資格

- (1) 市税を滞納していない者
- (2) 要綱、取扱要領及び関係法規等を遵守する者
- (3) 被補助人、被保佐人又は成年被後見人でない者
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第32条第1項各号のいずれにも該当しない者
- (5) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更正手続開始の申立てをした者にあつては、再生計画の認可がなされていないもの又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てをした者にあつては、再生計画の認可がなされていないもの
- (6) 公衆に不快の念、又は危害を与えるおそれがないもの
- (7) 本市から指名停止又は指名見合せの措置を受けていない者

8 提出場所等

税務課に持参又は郵送(9月13日(金)午後5時必着)

※FAXやEメールによる提出は受付不可

9 広告内容の審査

要綱第3条及び審査基準に基づき、その適否を判断する。

なお、複数の応募があつた場合の優先順位は、次のとおりとする。

- (1) 第1順位 市内に本社、支店、営業所、店舗等を有しているもの
- (2) 第2順位 市内に本社、支店、営業所、店舗等を有していないもの

※優先順位を同じくする複数の掲載申込みがあつたときは、市が任意で行う抽選方法により決定する。

10 広告掲載の決定

要綱、取扱要領に基づき、広告掲載者として採用を決定し、又は採用しないことを決定し、知多市広告入り納税通知書用封筒広告掲載者可否決定通知書により通知する。

1 1 広告原稿の納品

広告掲載決定者は指定する期日までに広告原稿を納品すること。

※ 電子データ(Adobe IllustratorもしくはAdobe Photoshopで作成したものと、PDF形式によるデータの両方)で作成し、CD-Rに保存をして納入すること。

1 2 注意事項

- (1) 要綱、審査基準及び取扱要領に適合したものに限る。また、適合しないものは失格とする。
- (2) 審査の経緯は非公表とする。また、審査結果に対しての異議申立ては受け付けないものとする。
- (3) 提出された書類の返却はしないものとする。

1 3 問合せ先

知多市 税務課 電話(0562)36-2636(直通)